

## 神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画の見直しについて

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月の台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みが必要となった。

この取り組みを、中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨や台風 10 号のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講じるため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に公布、同年 6 月に施行された。

これらを踏まえ、神戸（表六甲河川）地域では、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するため、以下のとおり、計画内容の一部を見直す。

### （1）水防法の改正を踏まえた追加項目

水防法の改正に伴い、神戸（表六甲河川）地域で取り組む事項を追加する。

#### ○想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知

…水位周知河川及び浸水想定区域に地下街を含む可能性のある河川から洪水浸水想定区域図を作成し、平成 34 年度までに水位周知河川 8 河川（高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川）、浸水想定区域に地下街を含む可能性のある 3 河川（生田川、鯉川、宇治川）での作成を目標とすることを記載する。（p. 68～73）

#### ○ホットラインの構築

…平成 29 年 5 月、水位周知河川において神戸市と河川管理者においてホットラインを構築しており、毎年水防連絡会を活用して連絡体制を確認することを記載する。また、ホットラインの説明を追加する。（p. 80、91～92）

#### ○水害対応タイムラインの策定

…水位周知河川において、水害対応タイムラインを作成しており、毎年水防伝達演習等を活用し、必要に応じて水害対応タイムラインの見直しを図ることを記載。また、水害対応タイムラインの説明を追加する。（p. 80、91～92）

#### ○神戸市による想定最大規模洪水を対象とした取り組み

##### ・ハザードマップの作成・周知

…想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成されるため、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成し周知することを記載する。（p. 68～73）

#### ○要配慮者利用施設における、避難確保計画作成の支援

…洪水のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設において避難確保計画の作成が義務化されたことから、施設管理者に促し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援することを記載する。（p. 101）

### （2）各種データの更新、取り組み内容等の時点修正

### （3）フォローアップシートの更新



# 神戸(表六甲河川)地域 総合治水推進計画

---

～ 見直しについて ～

平成30年2月28日

1

## 目 次

1. 推進計画の見直しの背景
2. 推進計画の見直し項目

2

## 1. 推進計画の見直しの背景

平成27年9月関東・東北豪雨の災害状況



逃げ遅れによる  
多数の被害が発生



出典：国土交通省

3

## 1. 推進計画の見直しの背景

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」



ハード・ソフト対策を一体として、

「水防災意識社会」の再構築

に向けた取り組みが

全ての国管理河川において必要

4

## 1. 推進計画の見直しの背景

平成28年8月台風第10号等の災害状況



出典：国土交通省

5

## 1. 推進計画の見直しの背景

平成28年台風第10号では、  
1級水系の支川の国管理区間その他、都道府県管理の  
一級河川の支川や二級河川などの中小河川において、  
氾濫などが発生



「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みを  
中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化

6

## 1. 推進計画の見直しの背景

洪水時からの「逃げ遅れゼロ」

「社会経済被害の最小化」の実現

「水防法等の一部を改正する法律」  
平成29年6月施行



神戸（表六甲河川）地域において  
ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進



神戸（表六甲河川）地域総合治水推進計画の見直し

7

## 2. 推進計画の見直し項目

### 1. 水防法の改正を踏まえた追加

- (1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知
- (2) ホットラインの構築
- (3) 水害対応タイムラインの策定
- (4) 市による想定最大規模洪水を対象とした取り組み
- (5) 要配慮者利用施設における、避難確保計画作成の支援

### 2. 各種データの更新、取り組み内容等の時点修正

### 3. フォローアップシートの更新

8

## 2. 推進計画の見直し項目

### 1. 水防法の改正を踏まえた追加

(1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知

平成34年度までに水位周知河川8河川（高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川）、浸水想定区域に地下街を含む可能性のある3河川（生田川、鯉川、宇治川）について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域の作成を目標とすることについて記載。

9

## 2. 推進計画の見直し項目

### 想定最大規模降雨とは

想定最大規模降雨は、日本を降雨特性が類似する15の地域に分けて、各地域で観測された最大の降雨量により設定されます。

各河川の特徴（面積・雨の降り方など）を考慮して想定最大規模降雨を算定しますが、降雨確率1/1,000を上回る降雨を設定することになっています。



(出典) 浸水想定(洪水、内水)の作成等のための  
想定最大外力の設定手法 H27.7

10

## 2. 推進計画の見直し項目

p.68

### 7.1.2 水害リスクを知るツールの整備

#### 1) 浸水想定区域図の作成・公表等

県民の避難行動などを支援するために以下の取り組みを実施する。

国及び県は、水防法の規定に基づき、計画規模降雨における各管理河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、想定される浸水深を明らかにしている。また、平成27年7月の水防法改正により、想定最大規模降雨により該当河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定することとなり、水位周知河川及び浸水想定区域に地下街を含む可能性のある河川から想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成することとした。

平成34年度までに水位周知河川8河川（高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川）、浸水想定区域に地下街を含む可能性のある3河川（生田川、鯉川、宇治川）での作成を目標とする。その他すべての県管理河川についても順次作成、指定する。

また、想定最大規模降雨の洪水に係る洪水浸水想定区域図をCGハザードマップに追加し、更なる充実を図る。

神戸市は、浸水想定区域図に避難所や情報伝達経路などの必要な防災情報を記載したハザードマップを作成し、紙等の媒体で県民に周知する。

11

## 2. 推進計画の見直し項目

### 1. 水防法の改正を踏まえた追加

#### (2) ホットラインの構築

平成29年出水期までに、水位周知河川において神戸市と河川管理者において、ホットラインを構築しており、出水期前に開催している水防連絡会を活用してホットラインの連絡体制を確認することを記載。

12



## 2. 推進計画の見直し項目

### ホットラインとは

ホットラインとは、市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのことです。

#### 期待される効果

- ホットラインの実施体制や提供情報等を事前に調整することにより、限られた時間の中で、的確な情報提供が可能となります。
- 急激な水位上昇が想定される中小河川においても、市町村長の気づきを促し、確実な避難行動に結びつけることができます。



出典：国土交通省近畿地方整備局HP

## 2. 推進計画の見直し項目

p.80

### 7.2.2 河川情報の伝達

県は、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を公表するとともに、氾濫予測を実施し、その結果を神戸市へ配信する。

また、「ひょうご防災ネット」等の携帯電話等のメール機能を利用して、気象情報や避難情報を県民に直接配信するとともに、これら配信サービスへの登録を促進する。

加えて、平成28年台風第10号の小本川（岩手県岩泉町）の水害を踏まえ、県では、神戸市が住民避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示等）を適切なタイミングで発信できるよう、その判断に資する情報を提供するホットラインを構築しており、毎年出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認する。

また、県、神戸市は、大規模水災害時に各主体が迅速かつ的確に対応できるよう、何をするかを時間軸に沿って整理した避難勧告発令型のタイムラインを策定しており、毎年出水期前に開催している水防伝達演習等を活用し、必要に応じてタイムラインの見直しを図る。

県民は、行政からの情報を十分に把握することに努める。

## 2. 推進計画の見直し項目

# 1. 水防法の改正を踏まえた追加

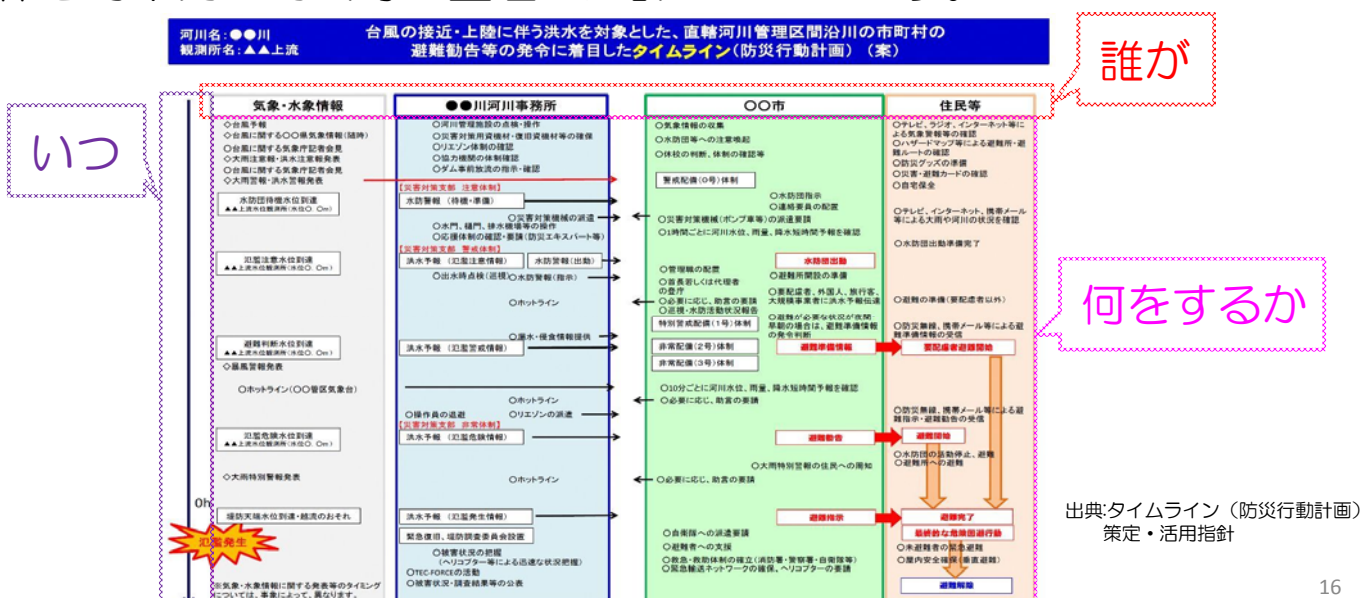
## (3) 水害対応タイムラインの策定

平成29年出水期までに、水位周知河川において神戸市と調整し、水害対応タイムラインを作成しており、毎年開催している水防伝達演習等を活用し、必要に応じて水害対応タイムラインの見直しを図ることを記載。

## 2. 推進計画の見直し項目

### 水害対応タイムラインとは

水害対応タイムラインとは、災害の発生を前提とし、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況を予め想定・共有し、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で河川毎に整理した計画のことです。



## 2. 推進計画の見直し項目

p.80

### 7.2.2 河川情報の伝達

県は、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を公表するとともに、氾濫予測を実施し、その結果を神戸市へ配信する。

また、「ひょうご防災ネット」等の携帯電話等のメール機能を利用して、気象情報や避難情報を県民に直接配信するとともに、これら配信サービスへの登録を促進する。

加えて、平成28年台風第10号の小本川（岩手県岩泉町）の水害を踏まえ、県では、神戸市が住民避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示等）を適切なタイミングで発信できるように、その判断に資する情報を提供するホットラインを構築しており、毎年出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認する。

また、県、神戸市は、大規模水災害時に各主体が迅速かつ的確に対応できるよう、何をするかを時間軸に沿って整理した避難勧告発令型のタイムラインを策定しており、毎年出水期前に開催している水防伝達演習等を活用し、必要に応じてタイムラインの見直しを図る。

県民は、行政からの情報を十分に把握することに努める。

17

## 2. 推進計画の見直し項目

### 1. 水防法の改正を踏まえた追加

#### （4）市による想定最大規模洪水を対象とした取り組み

- ・ハザードマップの作成周知

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成されるため、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成し周知することを記載。

18

## 2. 推進計画の見直し項目

p.98

### 7.3 的確な避難のための啓発（逃げる）

#### 7.3.1 自助の取組の推進

##### 1) ハザードマップの一層の利活用と県民の知識の啓発

県及び神戸市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、県民が被害に遭わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、一時避難として上層階へ避難することなども選択肢として提示する。

神戸市は、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成された場合、市における想定最大規模の洪水に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。

また、県及び神戸市は、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを県民自らの手で地図に記載する「手作りハザードマップ」の導入をNPO団体と協働で推進する。その際には、想定最大規模の洪水も検討の対象とする。

手作りハザードマップの作成状況事例を図 7.3.1 に示す。

神戸（表六甲河川）地域におけるハザードマップの一層の利活用と県民の知識の啓発に関する取り組み一覧を、表 7.3.1 に示す。

19

## 2. 推進計画の見直し項目

### 1. 水防法の改正を踏まえた追加

#### （5）要配慮者利用施設における、避難確保計画作成の支援

洪水のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設（※）において、避難確保計画作成が義務化されたことから、施設管理者に促し、避難確保計画作成や避難訓練の実施を支援することを記載。

（※）要配慮者利用施設とは「社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用施設」のこと

（例）有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、保育所、幼稚園、小学校など

20



## 2. 推進計画の見直し項目

### 3. フォローアップシートの更新

H29以前の実績（赤字）

H30以降の計画（黒字）

箇所・取組	事業概要	実施主体	事業量		期間〔黒字：計画、赤字：実績〕												備考
			全体	うち計画期間内	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
<b>1 河川下水道対策</b>																	
(1)河川対策																	
(二)新湊川	河口～庄田橋付近高潮対策	県	L=560m	—												社会基盤整備プログラム後期(H31～35)：着手、継続	
(二)妙法寺川	河口～広畑橋河床掘削、河道拡幅、橋梁架け替え	神戸市	L=970m L=7500m													2橋架替	
(二)妙法寺川	車地区河川整備	神戸市	L=430m													(調査・設計)	社会基盤整備プログラム後期(H31～35)：継続
準用河川 普通河川	用地買収・測試・工事等	神戸市	—	—													～H25の欄はH25単年度の事業費
(2)下水道対策																	
三宮南地区	京橋ポンプ場、小野浜ポンプ場、中突堤ポンプ場及び雨水幹線整備	神戸市	排水区域 200ha	排水区域 140ha													雨水幹線整備 (H27年までにポンプ場整備は完了)
和田岬地区	新和田岬ポンプ場及び雨水幹線整備(中部処理場跡地雨水貯留施設含む)	神戸市	排水区域 122ha	排水区域 12.0ha													雨水幹線整備 (H20年度にポンプ場、H26年度に雨水貯留施設の整備完了)